

南部町立小学校適正配置に関する具申書の  
南部地区小学校の適正配置に関する具体的方策案

令和5年 3月24日

南部町教育委員会

南部町立小学校適正配置に関する具申書の  
南部地区小学校の適正配置に関する具体的方策案 目次

南部地区小学校の適正配置に関する具体的方策案 . . . . . 1~2

【附属資料】

1. 平成28年3月25日 具申書 . . . . . 3~6

2. 小学校の現状 . . . . . 7

3. 小学校 学校別学年別児童見込数 . . . . . 8

4. 小規模校におけるメリットとデメリット . . . . . 9~10

5. 小学校の通学区域等について . . . . . 11

6. 小学校規模に関する現行制度について . . . . . 11~13

7. 小学校適正規模についての意識調査結果資料 . . . . . 14~25

8. 小学校適正配置についての具申説明調査結果資料 . . . . . 26~34

9. 富沢小統合に係る児童・教職員調査結果資料（統合年度） . . . 35~36

10. 富沢小統合に係る児童・保護者調査結果資料（統合翌年度） . . 37~39

11. 井出・十島地区保護者意識調査結果資料 . . . . . 40~42

## 南部地区小学校の適正配置に関する具体的方策案

近年、南部町においては少子高齢化が進み、児童数の減少と、併せて小学校の小規模化が進行している。学校が過度に小規模化すると様々な教育上の支障が生じる。

学習集団並びに生活集団を見たとき、それぞれの学校規模でのメリットやデメリットがあるが、未来を担う子供たちが明るく健やかに育ち、児童が等しく望ましい教育が受けられるような学習環境を整備することは、町民だれもが持つ願いである。小学校の小規模化が進行する現状を前にして、本町の実情にあった学校規模の適正化等を早急に検討する必要があった。南部町教育委員会は具体的にどのような学校の適正規模、適正配置を図るべきか、南部町立小学校適正規模等検討委員会（以下、『検討委員会』とする）に平成26年7月に諮問し、以来1年7ヶ月の検討を重ねていただき、平成27年12月3日に答申を受けた。この答申を基に教育委員会で慎重かつ入念な審議を重ねた上で取りまとめ平成28年3月25日に具申した。

教育委員会では、この具申書の方針を保護者及び地域住民に理解いただくため、平成29年6月までの約1年間に、学校や保育所、幼稚園または地域や各区での説明会または懇談会を開催し、その後のアンケート調査によって、南部町立小学校の適正配置に関する具申内容に対する理解を多くの皆様からいただいた。当初は、中期的な視点に立ち令和3年度を目途に統合することが望ましいとしていたAグループの方沢小学校と富河小学校を1年前倒しの令和2年度に統廃合し、新たな校名「富沢小学校」として開校した。

今回の具体的方策案は、長期的な視点に立ち令和8年度を目途に統合することが望ましいとしていたBグループの睦合小学校と栄小学校の統廃合について、Aグループには記載があり、Bグループには記載のなかった統合後に使用する校舎及び、統廃合後の通学区域の在り方について、教育委員会で慎重かつ入念に審議を重ねた上で取りまとめ具体的方策案として具申する。

教育委員会としては、町とともに今後一層の教育環境の整備と学校教育の発展を図るため、南部町民の理解を得て、適正な配置を推進していきたい。

令和5年 3月24日

### 南部町教育委員会

教 育 長 入 月 一 巳

教育長職務代理者 山 本 純 司

教 育 委 員 望 月 正 宏

教 育 委 員 望 月 聡 美

教 育 委 員 渡 邊 正 志

平成 28 年 3 月 25 日に具申した南部町立小学校の適正配置に関する具申書中、「2. 小学校の適正配置の具体的方策の③④」について、以下のとおり見直す。

## 2. 小学校の適正配置の具体的方策

・・・中略・・・

- ③ Bグループについて、栄小学校は、令和5年度に複式学級を含む過小規模校となるため、睦合小学校との統廃合について、2校の保護者及びそれぞれの地域住民に十分説明し、理解を得た上で、当初の予定どおり令和8年度を目途に統合することが望ましい。統合後の校舎は、通学方法、体育館や放課後児童保育施設の整備状況を考慮し、睦合小学校を使用することが望ましい。
- ④ 統廃合後の通学区域の在り方について、現状では、旧村・旧町単位の通学区域が定着していることから、Aグループについては、通学区域の在り方は変更しないこととし、Bグループの統廃合に際しては、通学距離が増大する井出（井出八木沢を除く）・十島地区の通学区域は、富沢小学校とする。但し、令和8年度の統廃合時において、それまで栄小学校に在籍していた井出（井出八木沢を除く）・十島地区の児童は、小学校を卒業するまでは、保護者に意見を聴取し、その意見を踏まえ、就学する学校を指定することができる学校選択制とすることが望ましい。

※ 学校選択制は、令和8年4月1日時点において、井出（井出八木沢を除く）・十島地区の小学校児童及びその保護者で、当事者に該当する者への令和13年度末までの経過措置とする。

※ 経過措置期間中に、井出（井出八木沢を除く）・十島地区に居住することになった小学校児童及びその保護者は、経過措置の対象とならない。

【平成28年3月25日 具申書】

## 2. 小学校の適正配置の具体的方策

・・・中略・・・

- ① 適正配置については、旧町を基本とし、万沢小学校と富河小学校をAグループ、栄小学校と睦合小学校をBグループに分け検討する
- ② Aグループについて、万沢小学校は、複式学級を含む過小規模校となっているため、富河小学校との統廃合について、2校の保護者及びそれぞれの地域住民に十分説明し、理解を得た上で、中期的な視点に立ち平成33年度（令和3年度）を目途に統合することが望ましい。統合後の校舎は通学方法等を考慮し、富河小学校を使用することが望ましい。
- ③ Bグループについて、睦合小学校・栄小学校はともに児童数の減少が見込まれ、特に栄小学校は既に1学年10人以下の学年が発生し、小規模化が進行している。そのため、両校の統廃合について、2校の保護者及びそれぞれの地域住民に十分説明し、理解を得た上で、長期的な視点に立ち平成38年度（令和8年度）を目途に統合することが望ましい。
- ④ 統廃合後の通学区域の在り方について、現状では、旧村・旧町単位の通学区域が定着していることから、Aグループについては、通学区域の在り方は変更しないこととし、Bグループの統廃合に際しては、通学距離の増大が予想される場合もあることから、町内全域の通学区域の在り方を見直すこととする。